

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京都府  
政策法務課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目次

規則	ページ
○京都府教育委員会手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (教育庁学校教育課)	443
告示	
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく移住促進特別区域の指定 (地域政策室、農村振興課)	〃
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく移住促進特別区域の変更 (〃)	444
○遊泳区域の指定 (中丹広域振興局、丹後広域振興局)	〃
○特定水産資源 (くろまぐろ (大型魚)) の採捕の停止 (水産課)	445
○道路の区域変更 (丹後土木事務所)	〃
○落札者の決定 (水環境対策課)	446

公告	
○一般競争入札の実施 (入札課)	446
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局)	449
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (乙訓土木事務所)	450
教育委員会	
○教育職員免許に関する規則の一部を改正する等の規則	〃
○京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令	451
人事委員会	
○職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	452

## 規則

京都府教育委員会手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月28日

京都府知事 西脇 隆俊

### 京都府規則第27号

#### 京都府教育委員会手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都府教育委員会手数料徴収条例施行規則 (平成12年京都府規則第4号) の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改め、同表の2の項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同表の3の項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同表の9の項から14の項までを削る。

#### 附則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

## 告示

### 京都府告示第388号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例 (令和3年京都府条例第25号) 第6条第1項の規定により、次のとおり移住促進特別区域を指定した。

令和4年6月28日

京都府知事 西脇 隆俊

移住促進特別区域の名称	移住促進特別区域に含まれる土地の区域	指定期年月日
福知山市大江町河守・河西・河東地区	福知山市大江町上野、波美、金屋、関、河守、蓼原、小原田、公庄、日藤、千原、尾藤、南山、常津、在田、夏間	令 4. 6. 28
福知山市大江町有路上・有路下地区	福知山市大江町南有路、北有路、二箇、市原、三河、高津江	
宮津市吉津地区	宮津市宇須津、文珠	
京丹後市網野町島津地区	京丹後市網野町島津	



京都府告示第389号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例(令和3年京都府条例第25号)第6条第4項の規定により、次のとおり移住促進特別区域を変更した。

令和4年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

移住促進特別区域の名称	変更した事項	変更前	変更後	変更理由	変 更 年 月 日
福知山市大江町河守上地区	移住促進特別区域に含まれる土地の区域	福知山市大江町佛性寺、毛原、北原、内宮、二俣、天田内	福知山市大江町佛性寺、毛原、北原、内宮、二俣、天田内、橋谷	旧大江町全域での空家を活用した移住促進の取組に、今回追加した地域が合意したため	令 4. 6. 28



京都府告示第390号

京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例(平成26年京都府条例第7号)第8条第1項の規定により、次の区域を遊泳区域として指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和4年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
神崎海水浴場	舞鶴市字西神崎	次の図のとおり	令和4年7月1日から同年8月31日まで

(2) 縦覧場所 京都府府民環境部安心・安全まちづくり推進課及び京都府中丹広域振興局地域連携・振興部総務防災課

2(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
天橋立海水浴場	宮津市字文珠	次の図のとおり	令和4年7月16日から同年8月16日まで
天橋立府中海水浴場	〃 字江尻	〃	〃
丹後由良海水浴場	〃 字由良	〃	〃
本庄浜海水浴場	与謝郡伊根町字本庄浜	〃	令和4年7月13日から同年8月28日まで

(2) 縦覧場所 京都府府民環境部安心・安全まちづくり推進課及び京都府丹後広域振興局地域連携・振興部宮津地域総務防災課

3(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
八丁浜海水浴場	京丹後市網野町浅茂川	次の図のとおり	令和4年7月16日から同年8月21日まで
琴引浜遊海水浴場	〃 網野町掛津	〃	〃
琴引浜掛津海水浴場	〃 〃	〃	令和4年7月3日から同年8月21日まで
小浜海水浴場	〃 網野町小浜	〃	令和4年7月16日から同年8月21日まで
浜詰夕日ヶ浦海水浴場	〃 網野町浜詰	〃	〃
高嶋海水浴場	〃 丹後町上野	〃	令和4年7月9日から同年8月14日まで
久僧海水浴場	〃 丹後町久僧	〃	令和4年7月16日から同年8月15日まで
立岩・後ヶ浜海水浴場	〃 丹後町間人	〃	令和4年7月9日から同年8月21日まで
砂方海水浴場	〃 〃	〃	令和4年7月9日から同年8月16日まで
竹野海水浴場	〃 丹後町竹野	〃	令和4年7月10日から同年8月16日まで
中浜海水浴場	〃 丹後町中浜	〃	令和4年7月14日から同年8月22日まで
蒲井浜海水浴場	〃 久美浜町蒲井	〃	令和4年7月16日から同年8月21日まで
箱石浜海水浴場	〃 久美浜町湊宮	〃	〃
小天橋・葛野浜海水浴場	〃 〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府府民環境部安心・安全まちづくり推進課及び京都府丹後広域振興局地域連携・振興部総務防災課



京都府告示第391号

漁業法に基づく特定水産資源の漁獲量等の報告の方法等を定める規則（令和2年京都府規則第60号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府資源管理方針（令和2年京都府告示第643号）別紙2に規定する京都府漁船漁業等（日本海）におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が令和4年管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を超えており、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号に

掲げる場合に該当すると認める。

なお、この告示に係るくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない期間は、令和4年6月29日から令和5年3月31日までである。



京都府告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和4年6月28日から令和4年7月12日まで縦覧に供する。

令和4年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 大宮岩滝線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
京丹後市大宮町周枳小字左坂2431の3から	前	最小 12.2 <sup>m</sup>	92.2 <sup>m</sup>
		最大 24.3	
京丹後市大宮町周枳小字左坂2434の1まで	後	最小 12.2	
		最大 37.1	

- 4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第393号

落札者を次のとおり決定した。

令和4年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 落札に係る特定役務の名称  
桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事（呑龍ポンプ場調整池）
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府流域下水道事務所総務課  
長岡京市勝竜寺樋ノ口1
- 3 落札決定日  
令和4年6月9日
- 4 落札者の名称及び所在地  
大成・金下・長村特定建設工事共同企業体  
代表者 大成建設株式会社関西支店  
大阪市中央区南船場一丁目14番10号
- 5 落札金額  
2,212,535,600円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和4年3月29日

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に

より、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。  
また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和4年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
  - (1) 製造物品の名称及び数量
    - ア 京都府広報紙「きょうと府民だより」全戸版  
予定数量 14,700,000部(259,700,000ページ)
    - イ 京都府広報紙「きょうと府民だより」文字拡大版  
予定数量 8,400部(644,000ページ)
  - (2) 製造物品の特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 契約期間  
契約締結日から令和5年9月30日まで
  - (4) 納入場所  
京都府総務部入札課経由 京都府広報課（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）ほか18箇所（予定）
- 2 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課  
電話番号 (075) 414-5429  
ファクシミリ番号 (075) 414-5450
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
    - ア 交付期間  
令和4年6月28日（火）から令和4年7月25日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。
    - イ 入手方法
      - (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
      - (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前8時30分から午後5時15分までに、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格  
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和4年度における

物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和4年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているもので当該印刷物を製造することができる設備を有する者であること。

大分類「印刷・製本」一小分類「一般印刷」

- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去2年間に1の(1)で示した製造物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

#### 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間  
2の(2)のアに同じ。
- (2) 提出方法  
ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。  
なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。  
イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。
- (3) 確認通知  
入札参加資格の確認については、別途通知する。
- (4) その他  
ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。  
イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。  
(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)に同じ。  
(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

#### (ウ) 提出期限

令和4年7月12日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和4年8月8日（月）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和4年8月9日（火）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和4年8月8日（月）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

##### (ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

##### (イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

##### エ 開札日時

令和4年8月9日（火）午前10時15分

##### (2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

##### (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア及びイに示す「きょうと府民だより全戸版」「きょうと府民だより文字拡大版」の各々1ページ当たりの単価（税抜き）及び単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額（税抜き）とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

なお、電子調達システムにおいては、合計額は自動計算されるため、各項目ごとの単価を入力すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (4) 入札の無効



次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者のした入札
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札
- カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札
- キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札
- ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札
- ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札
- コ 1の(2)に掲げる製造物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札
- サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
- シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

この入札においては、規則第154条第3項の規定に基づき最低制限価格を設定するので、最低制限価格を下回る価格で入札したものは失格とし、以降の入札（再入札がある場合）には参加することができない。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否  
要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100

分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

- (1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased  
Public relations brochure“Kyoto Fumin Dayori”  
Approximately about 14,700,000 copies (about 259,700,000 pages)  
“Kyoto Fumin Dayori ENLARGED EDITION”  
Approximately about 8,400 copies (about 644,000 pages)
- (2) Bidding method  
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation  
From 8:30 AM on Tuesday June 28, 2022 to 5:15 PM on Monday July 25, 2022
- (4) The time, date and place for submission of tender  
From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday August 8, 2022 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday August 9, 2022  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by direct delivery or mail  
5:00 PM on Monday August 8, 2022
- (6) The time, date and place for the opening of tender  
10:15 AM on Tuesday August 9, 2022  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和4年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 有限会社二和産業  
 取締役 八木 昌司  
 綴喜郡井手町大字多賀小字上ノ浜20番地
- 2 林地開発行為の目的  
 土石の採掘（砂利）
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
 綴喜郡宇治田原町大字荒木小字平山12番1ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積  
 7.7ヘクタール
- 5 期間  
 (1) 林地開発行為を行う期間  
 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の日から1年間  
 (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間  
 森林法第10条の2第1項の規定による許可の日から令和14年2月28日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
 有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	宇治田原町大字立川・荒地内の一部に存	場内の車両出入口にタイヤ洗浄機を設置

	する範囲（次の図のとおり）	し、運搬車両の汚れを除去する。
交通量の増加	〃	場内出入口、交差点に交通誘導員を配置する。 場内出入口から国道307号までの間の交通については、時速30km以下とする。 通勤、通学時間帯の交通混雑及び事故発生を避けるため、車両の出入時間は午前9時から午後4時までとする。
粉じんの発生	〃	粉じん発生や飛散を防止するため、散水を行う。
濁水の発生	〃	場内排水を沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内排水を防災池に集水し、好天時に場外に排水する。
騒音の発生	〃	緩衝帯として、区域外周部に残置森林を設ける。 低騒音、低振動型重機を使用する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課  
宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 宇治田原町建設環境課  
綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番1
- (4) 有限会社二和産業  
綴喜郡井手町大字多賀小字上ノ浜20番地

9 縦覧期間

令和4年6月28日（火）から令和4年7月27日（水）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間  
 令和4年6月28日（火）から令和4年8月10日（水）まで
- (2) 提出先  
 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6  
 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課  
 （「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。）



向日市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府乙訓土木事務所において縦覧に供する。

令和4年6月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 教 育 委 員 会

教育職員免許に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和4年6月28日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

### 京都府教育委員会規則第1号

#### 教育職員免許に関する規則の一部を改正する等の規則

（教育職員免許に関する規則の一部改正）

第1条 教育職員免許に関する規則（昭和49年京都府教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 更新等の手続（第40条—第45条）」を「第7章 雑則（第40条—第45条）」に改める。  
第8章 雑則（第46条—第51条）」

第10条中「第5条第3項」を「第5条第2項」に、「同法第5条第6項及び同法」を「免許法第5条第5項及び」に改める。

第10条の3中「第5条第4項」を「第5条第3項」に改める。

第10条の4中「第5条第5項」を「第5条第4項」に改める。

第23条第1項第3号中「証明できない」を「証明することができない」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) その他教育長が特に必要と認める書類

第23条の2に次の1号を加える。

(4) その他教育長が特に必要と認める書類

第24条中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) その他教育長が特に必要と認める書類

第25条に次の1号を加える。

(3) その他教育長が特に必要と認める書類

第26条第1項に次の1号を加える。

(8) その他教育長が特に必要と認める書類

第26条第2項に次の1号を加える。

(9) その他教育長が特に必要と認める書類

第26条の2に次の1号を加える。

(5) その他教育長が特に必要と認める書類

第28条第1項に次の1号を加える。

(7) その他教育長が特に必要と認める書類

第29条に次の1号を加える。

(4) その他教育長が特に必要と認める書類

第31条第1項に次の1号を加える。

(6) その他教育長が特に必要と認める書類



第7章を削る。

第46条中「(別記第26号様式)」を「(別記第17号様式)」に、「(別記第27号様式)」を「(別記第18号様式)」に改め、第8章中同条を第40条とする。

第47条第1項中「追加、更新等」を「追加等」に改め、同条を第41条とする。

第48条中「1月31日」を「翌年の1月31日」に改め、同条ただし書中「申請できる」を「申請することができる」に改め、同条を第42条とする。

第49条中「第2項」を「第2項の規定」に、「別記第28号様式」を「別記第19号様式」に改め、同条を第43条とする。

第50条中「掲げる」を「規定する」に改め、同条を第44条とし、第51条を第45条とする。

第8章を第7章とする。

「第17号様式 有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)

第18号様式 教員免許状管理簿(新免許状所持者用)

第19号様式 有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)

第20号様式 有効期間の延長申請書

第21号様式 更新講習修了確認申請書

別記中 第22号様式 教員免許状管理簿(旧免許状所持者用)

第23号様式 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の  
確認申請書

第24号様式 修了確認期限延期申請書

第25号様式 免許状更新講習免除申請書

第26号様式 教育職員免許状授与証明書

「第17号様式 教育職員免許状授与証明書」に、「第27号様式」を「第18号様式」に、「第28号様式」を「第19号様式」に改める。

別記第17号様式及び別記第18号様式中「(第46条関係)」を「(第40条関係)」に改める。

別記第19号様式中「(第49条関係)」を「(第43条関係)」に改める。

(教育職員免許状に係る教育の職を定める規則及び教育職員免許状更新講習免除規則の廃止)

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 教育職員免許状に係る教育の職を定める規則(平成21年京都府教育委員会規則第7号)
- (2) 教育職員免許状更新講習免除規則(平成21年京都府教育委員会規則第8号)

#### 附 則

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の教育職員免許に関する規則別記様式による用紙は、当分の間、同条の規定による改正後の教育職員免許に関する規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。



#### 京都府教育委員会教育長訓令第3号

本 庁  
地 方 機 関  
府 立 学 校  
京都府総合教育センター  
京 都 府 立 図 書 館  
京 都 府 立 郷 土 資 料 館

京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年6月28日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令

(京都府教育委員会地方機関等処務規程の一部改正)

第1条 京都府教育委員会地方機関等処務規程(昭和34年京都府教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1職務に専念する義務の免除の項中

(13) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の3第1項に規定する免許状更新講習を受ける場合	大学などが開設する免許状更新講習を受講する場合である。	その都度必要と認める期間	同	上	専 免	同	上	を
(14) 適法な交渉に参加する場合	地方公務員法第55条の規定により適法な交渉を行う場合である。	同	上	同	上	同	上	

(13) 適法な交渉に参加する場合	地方公務員法第55条の規定により適法な交渉を行う場合である。	その都度必要と認める期間	同	上	専 免	同	上	適法な交渉	に改
-------------------	--------------------------------	--------------	---	---	-----	---	---	-------	----

める。

(京都府教育庁職員服務規程の一部改正)

第2条 京都府教育庁職員服務規程(昭和53年京都府教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表職務に専念する義務の免除の項中

(13) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の3第1項に規定する免許状更新講習を受ける場合	大学などが開設する免許状更新講習を受講する場合である。	その都度必要と認める期間	同	上	専 免	同	上	を
(14) 適法な交渉に参加する場合	地方公務員法第55条の規定により適法な交渉を行う場合である。	同	上	同	上	同	上	

(13) 適法な交渉に参加する場合	地方公務員法第55条の規定により適法な交渉を行う場合である。	その都度必要と認める期間	同	上	専 免	同	上	適法な交渉	に改
-------------------	--------------------------------	--------------	---	---	-----	---	---	-------	----

める。

(京都府立学校職員服務規程の一部改正)

第3条 京都府立学校職員服務規程(平成2年京都府教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表の6の表中(14)の項を削り、(15)の項を(14)の項とする。

附 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

人 事 委 員 会

令和4年6月28日  
京都府人事委員会  
委員長 田原 博明

京都府人事委員会規則108—13

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（京都府人事委員会規則8—1）の一部を次のように改正する。  
第2条中第12号を削り、第13号を第12号とする。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。